

OECD「健全性（インテグリティ）と景気刺激のための財政政策」2009年8月6日発表を読む

アンヘル・グリア OECD 事務総長は今般、「健全性と景気刺激のための財政政策」と題するメッセージを発表しました。

- 1．我々が経済危機に敢然と立ち向かっている現在、景気回復下支えの景気刺激策を決定する政治家は重い責任を負っている。公職者として、政治家には景気刺激策に盛り込む納税者の資金の全てについて説明責任がある。政治家は失敗した事業にさらに資金をつぎ込んではいならない。
- 2．政治家による決定の潜在的影響は甚大である。通常時でも公的調達は大半の国の経済活動の 10 ~ 15%を占めている。危機前の時点で、OECD 加盟 30 力国のあらゆるレベルの公的調達契約の合計額は推計で約 5 兆ドルに達していた。現在、その額はさらに膨らんでいる。危機への対策として、各国政府は規制の手直し、銀行その他の金融機関の国有化、一部の企業・業界の支援などにより経済への関与を拡大している。何兆ドルにも上る需要刺激策の実施に際して、政府は契約獲得競争絡みの不正行為や汚職のリスクに特に注意を払わなければならない。
- 3．すでに、今日の社会経済危機をもたらした金融混乱の根本原因として民間部門の貧弱なガバナンス、透明性の欠如、健全性の低下が挙げられていることは誰でも知っている。今回の危機への対処に当たり、公共部門で同じ轍を踏むことは許されない。
- 4．公的資金を民間に振りむけるやり方はいくらでもある。オランダでは、2003 年の議会の調査により、当初予算は 26 億ユーロであったのに、最終的に費用が 60 ~ 70 億ユーロにまで膨らんだアムステルダム / ブリュッセル間の高速鉄道の例など、大規模インフラ整備プロジェクト 10 件のうち 9 件で経費の使途と便益の不整合が発覚した。異常に高額なコーヒーポット、便座、交換部品などを巡る 1980 年代のスキャンダルが依然として軍事費に関する公的議論に重くのしかかっている米国では、オバマ大統領が改善の余地は大いにあると明言している。オバマ大統領は最近、「不必要な随意契約をやめ、政府契約の締結方法を改革することで米国民は毎年最大で 400 億米ドル節約できる」と述べている。
- 5．全ての国の政治指導者にはこうした慣行をやめる義務がある。G8 ラクイラ・サミットで世界の指導者らは「信頼を取り戻すために協力し」、「経済活動に関する健全性、適切性、透明性の基準を強化することにより」回復への軌道を航行していく決意を表明した。この実現に向けて、各国政府は引き続き警戒と決意を維持しなければならない。クリーンな経済回復を確保するためには公共部門における強固な健全性精神が必要である。

- 6．OECD は、各国政府による効果的な経済政策の策定と実施を支援するという自らの使命の一環として、公的調達分野で健全性を守り、歪みを避けるために政府が実施することのできる具体的な行動を特定している。OECD では、調達／競争的政策当局やドナー機関、民間部門の汚職防止専門家と連携し、浪費、不正行為、汚職を予防するための明確な基準を定めた「公的調達の健全性のための原則」(注)を作成している。ニーズの定義から入札、契約管理、支払いまで、調達サイクルのあらゆる時点における慣行の模範となる事例を踏まえ、これらの原則は透明性、良好な管理、適切性、説明責任を強化する青写真を提供する。
- 7．同時に、OECD は政府向けの「ツールキット」案についても協議を開始している。ここでは、浪費や制度上の弱点を検出し、政府が汚職のリスクをマッピングし、歪みや資金の篡奪を避けるための実情に即した予防措置を設定できる「(危険信号としての)赤旗」システムが意図されている。また、OECD は各国政府が、最善の慣行の抽出と普及や国別の政策勧告が行われるピアレビュープロセスを通じて、互いに学び合うことも支援している。
- 8．公的調達市場を適正化することは、平等な競争条件を確保し、公平な競争を促進する上で極めて重要である。各国政府は景気刺激策向けの資金が賢明かつ公平に用いられるよう留意しなければならない。それこそ納税者が期待していることであり、納税者として当然の期待でもある。

参考

公的調達における健全性のためのOECD原則
OECD Principles for Integrity in Public Procurement
(要点)

2008年10月、公的ガバナンス委員会の提案を踏まえ、以下のとおりの「公的調達における健全性を強化するための原則」をOECD勧告として承認した。

1．＜公的調達プロセスの透明性の確保＞

(1) 政府は、潜在的供給者を公正・公平に扱うことを促進するため、調達手続き全般に適切な透明性を提供する。

(2) 政府は、競争入札における透明性を最大化するとともに、緊急時ないし安全保障上の理由から例外的に競争入札が実施できない場合は特に、健全性を強化するための予防措置を講じる。

2．＜資金の価値の確保＞

(3) 政府は、公的資金が所期の目的に沿って支出されることを確保する。

(4) 政府は、調達を担当する公務員が、知見・健全性においてレベルの高い専門家としての基準を満たすように確保する。

3 . <不正及び汚職への抵抗の改善>

- (5) 政府は、公的調達において健全性が脅かされる危険性を防止するメカニズムを機能させる。
- (6) 政府は、特に契約管理において健全性の高い基準を維持すべく、政府と民間の緊密な協力を慫慂する。
- (7) 政府は、公的調達をモニターし、不正行為を察知し、罰するための具体的なメカニズムを提供する。

4 . <規則の順守>

- (8) 責任のつながりを明確にするとともに、効果的にコントロールするメカニズムを確立する。
- (9) 潜在的供給者よりの苦情を公正かつ迅速に扱う。
- (10) 政府は、市民社会組織（NGO 等）、メディア及びより幅広い市民に公的調達を精査できるような機能を与える。

[コメント]

国際的な観点からものごとを考えるときに、OECD の視点は最も客観性に富むと思われるものの見方の一つだと私は考える。

大不況対策、Wise Spending との名目による公共事業の発生が全世界的に発生。日本もその例外ではない。1 つ 1 つの項目について丁寧に自分自身を見つめ直す(振り返る)ことが日本にも求められていると思う。

- 2009 年 8 月 6 日林明夫記 -